

2022年1月28日

お客様各位

明友産業株式会社
大阪市中央区伏見町2丁目3番9号

**毒物及び劇物取締法改正に係る【無水物】p-トルエンスルホン酸
(4-メチルベンゼンスルホン酸)の劇物指定のお知らせ**

拝啓、貴社益々ご清栄の事お慶び申し上げます。

弊社で製造販売しておりますp-トルエンスルホン酸(4-メチルベンゼンスルホン酸)につきまして、4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(ただし4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。)が劇物に指定されることが公表されました。

(厚生労働省で実施された毒物劇物部会における毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令。1月28日公布、2月1日施行。経過措置期間は4月30日まで設けられています。)

劇物指定により毒物及び劇物取締法の規制下に置かれることになり、販売・譲渡・運送を含む取扱い、保管・表示に制約が発生し、管理を厳格に行う必要があります。

誠に急な案内で大変恐縮では御座いますが、事情御賢察のうえ、御理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 劇物に関する情報

対象	【無水物】p-トルエンスルホン酸、 【無水物】4-メチルベンゼンスルホン酸
製品	PTS-70・MT-70・各種PTS溶媒ブレンド品
CAS番号	104-15-4
使用用途	触媒、可溶化剤、安定化剤、硬化剤等

2. 弊社での対応

毒物及び劇物取締法の下、製造・販売を継続して参ります。

3. お願い事項

2月1日以降「毒物及び劇物取締法」に従い取り扱う必要があります。

購入・販売方法や保管方法は従来の方法と異なりますのでご注意ください。

【毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令による変更点】

1. 購入・販売方法

劇物指定製品を購入される際は、毒劇物業者のご登録をお願い致します。お持ちのお客様に関しましては登録票の複写のご送付のお願いを致します。また、毒劇物業者の登録をお持ちでない方につきましては各都道府県の対応窓口で申請頂くようお願い致します。上記対応が出来ない場合には譲受書のご返送をお願い致します。令和4年2月1日より劇物指定製品を購入されるお客様は販売・授与日より譲受書や納品書を5年間保存頂くようお願い致します。

2. 保管方法

令和4年2月1日以降は白地に赤で「**医薬用外劇物**」と表示された、施錠可能な保管庫で施錠を行い、毒劇取扱責任者の監督のもと製品管理表などで適切に管理・保管をお願い致します。

(1月31日以前に購入されたものにつきましても安全面の観点から可能な限り同様のご対応をお願い致します。)

3. 製品表示

令和4年1月31日以前に製造された製品につきましては、「**医薬用外劇物**」の表示はありません。経過措置期間の4月30日までにご使用いただくか、改定ラベルが必要なお客様へはご提供します。必要数量を営業担当にご連絡をお願い致します。お客様で現行お持ちの在庫製品へ貼付をお願い致します。令和4年2月1日以降に製造された製品につきましては、「**医薬用外劇物**」のラベル表示などにて対応が可能です。対応が可能なお客様より、適時改定させていただきます。

4. 廃棄

廃棄する際はご使用されている方の状況により異なりますので、各自治体にお問い合わせください。

5. SDS

毒劇物指定に際しまして、SDSを送付致します。

6. その他

毒物及び劇物取締法に関する詳しい内容に関しましては、下記のURLをご参照をお願い致します。

厚生労働省医薬・生活衛生局化学物質安全対策室「毒劇物の安全対策」

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

厚生労働省医薬・生活衛生局化学物質安全対策室「毒劇物盗難防止等マニュアル」

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/manu/manu.pdf>

ご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

明友産業株式会社 営業課 TEL : 06-6231-8031 MAIL : kouyaku@meiyusangyo.co.jp

以上